装管調第１７１４０号
２８．１２．２２

長　官　官　房　総　務　官
プロジェクト管理部事業計画官
プロジェクト管理部統合装備計画官
プロジェクト管理部事業監理官（情報・武器・車両担当）
プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）
プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）
調達管理部原価管理官
調達事業部需品調達官
調達事業部武器調達官
調達事業部電子音響調達官
調達事業部艦船調達官
調達事業部通信電気調達官
調達事業部航空機調達官
調達事業部輸入調達官
殿

調達管理部調達企画課長
（公印省略）

ライフサイクルコスト・コストデータ・パイロットモデルのＥＶＭ機能に係るデータ登録要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

別紙

ＥＶＭ機能に係るデータ登録要領

１　目的

本要領は、ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル（以下「パイロットシステム」という）のＥＶＭ機能を利用して関係するデータを登録するにあたり必要な事項を定め、装備品等のプロジェクト管理の適切な実施に資することを目的とする。

２　用語の定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３６号）に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）各装備開発官等　長官官房装備開発官（統合装備担当）、長官官房装備開発官（陸上装備担当）、長官官房装備開発官（艦船装備担当）、長官官房装備開発官（航空装備担当）及び長官官房艦船設計官をいう。

（２）各事業監理官等　プロジェクト管理部統合装備計画官、プロジェクト管理部事業監理官（情報・武器・車両担当）、プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）及びプロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）をいう。

（３）各幕等　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。

（４）物別官室　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部通信電気調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官、調達事業部需品調達官付機械車両室、調達事業部武器調達官付弾火薬室、調達事業部電子音響調達官付誘導武器室、調達事業部通信電気調達官付電子計算機室、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室、調達事業部航空機調達官付回転翼室及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室をいう。

（５）ＷＢＳ（Work Breakdown Structure）　装備品等を測定・管理が可能な成果として把握できる単位（ＷＢＳを構成する要素）まで分解した階層構造をいう。

（６）ＥＶＭ(Earned Value Management)　装備品等の取得のための契約の履行管理において、ＷＢＳを構成する要素ごとに完了予定期日とコストの計画値を定め、実際の進捗状況とコストのデータを定期的に収集し、計画との差異を分析することにより進捗の遅れやコストの超過など問題の兆候を早期に把握し、対処や改善を図っていくマネジメント手法をいう。

（７）ＩＢＲ(Integrated Baseline Review)　契約締結後に発注者側及び受注者側の関係者が、共同で取得対象装備品等に係るＷＢＳの妥当性、スケジュール及びコストの計画（以下「ベースライン」という）の実現可能性について議論し、ベースラインについて最終的に合意する場をいう。

３　ＥＶＭ機能の利用者の区分及び連携

（１）ＥＶＭ機能の利用者の区分は次のとおりとする。

ア　データ提供者

ＥＶＭを適用する装備品等の開発又は製造等の契約（以下「ＥＶＭ対象契約」という。）を履行する契約相手方の者であって、ＥＶＭに関する各種データをパイロットシステムへ登録する担当者をいう。

イ　データ受領担当者

ＥＶＭ対象契約を所掌する物別官室に所属する職員であって、データ提供者がパイロットシステムへ登録した内容を確認する担当者をいう。

ウ　ＥＶＭデータ管理者

各事業監理官等に所属する職員であって、パイロットシステムに登録されるデータを一元管理する担当者をいう。

（２）パイロットシステムのＥＶＭ機能を利用しデータを登録するにあたっては、前号アからウまでに掲げる利用者が相互に連携し、これを実施するものとする。

４　データ提供者の初期利用登録手続き

（１）データ受領担当者は、ＥＶＭに関する特約条項付の契約を締結した後、その契約相手方に対し、ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル【利用規約】（平成２８年３月１８日）に基づき、パイロットシステムの利用者登録に係る申請を行うように依頼する。

（２）長官官房総務官付情報システム管理室は、契約相手方からパイロットシステムの利用者登録に係る申請があった際にはこれを受理し、必要な機能を利用可能となるよう、利用者登録を行い、登録後、データ受領担当者に登録が完了した旨を通知する。

（３）データ受領担当者は、利用者登録の完了について通知を受けた後、契約相手方に係る情報をパイロットシステムに登録するとともに、データ提供者がパイロットシステムを利用するために必要となる初期設定を行い、契約相手方に通知する。

５　ベースラインに関わる各種データの登録等

（１）ＥＶＭ対象契約締結後、データ提供者は、各事業監理官等と調整を行い作成した対象装備品のベースラインに関わる各種データについて、パイロットシステムに登録する。

（２）前号に基づき登録されたデータについては、当該契約の対象となる装備品等を管理する各事業監理官等がその内容をＩＢＲに諮り、確認及び合意を得るものとする。

（３）当該契約を担当するデータ受領担当者は、前号の確認及び合意が得られた後、第１号に基づき登録されたデータについて、システム上の承認を行う。

６　実績値データの登録等

（１）データ提供者は、ＩＢＲにおいて予め定められた頻度で、コストやスケジュール等に関する各種実績値データをパイロットシステムへ登録する。

（２）データ受領担当者は、前号に基づき登録されたデータを確認する。

（３）各事業監理官等は、前号の確認終了後、関連する各種レポート類をパイロットシステムにより作成し、これを関係する各装備開発官等、物別官室及び各幕等に通知する。

7　ベースラインの変更に伴う措置

（１）各事業監理官等が、契約相手方に対し修正ベースラインの作成について調整した際は、データ提供者は、修正したベースラインについて、パイロットシステムにより修正ベースラインに関わる各種データを登録する。

（２）前号に基づき登録されたデータについては、当該契約の対象となる装備品等を管理する各事業監理官等がその内容をＩＢＲに諮り、確認及び合意を得るものとする。

（３）当該契約を担当するデータ受領担当者は、前号の確認及び合意が得られた後、第１号に基づき登録されたデータについて、システム上の承認を行う。

8　最終報告後の処置

データ受領担当者は、データ提供者より最後の実績値データの登録が終了した旨連絡を受けた後、パイロットシステムにＥＶＭの報告終了の登録をするとともに、ＥＶＭ機能によって集計した実績をパイロットシステム内のコストデータベース機能に登録する。

9　ＥＶＭ機能の改善に関する協力

データ提供者、データ受領担当者及びＥＶＭデータ管理者は､パイロットシステムの次期システムの開発に資すると考えられる改善事項（現行のＥＶＭ機能では不十分な点や追加すべき機能等をいう）を認めたときは、調達管理部調達企画課に通知するものとする。